

野角 満昭(日本共産党議員会)

県の重度心身障害者等医療費支給事業について

質問 65歳以上の障害者手帳交付者に医療費を助成する県の制度が、平成20年8月に廃止となった。本市独自の救済策は実施しないのか。

答弁…市民部長

ご指摘の件については、平成20年3月に県の補助金交付要綱が改正され、同年8月から適用されたものです。この改正に伴い、本市の福祉医療費助成条例についても、平成20年6月定例会で条例改正の審議をしていただき、同年8月から施行しています。

本市独自の救済策実施の意義については、異論のあるところではありません。しかしながら、現在の厳しい財政状況の中で、直ちに実施することは困難であると考えています。

再質問 県の廃止決定は、同じ状況の人でも、その対象となる時期によって差が生じるという、あつてはならない問題を引き起こしている。この問題に対する市長の見解は。

答弁…市長

今後、皆さんの実態をお聞きする中で、話を進めていくこともあろうかと思えます。

ただ、他の制度との整合性の問題があります。できる事からやるといふ方法もありますが、その前に、他の制度との矛盾が生じないような整合性を考えなければなりませんので、ご了解頂きたいと思えます。

吉田 耕一(新 政 会)

公募型プロポーザル方式について

質問 市立病院の新築には、公募型プロポーザル方式を採用することだが、なぜ一般競争入札にしないのか。また、市立病院以外で、公募型プロポーザル方式を採用する予定はあるのか。

プロポーザル方式

業務の委託先や建築物の設計者を選ぶ際に、まず企画提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選ぶ方法。
あらかじめ応募できる者を指定する指名型と、それを行わない公募型とがある。

答弁…総務部長

公募型プロポーザル方式の採用については、市立病院を除き、現在のところ未定となっております。今後の採用については、業務主管課が採用するかどうかを判断し、坂出市工事請負等審査委員会で決定するものと考えています。

答弁…市立病院事務局長

病院の建築設計は、一般的な設計と異なり、医療機能面での専門知識やノウハウ等、非常に高度な技術的判断を要する設計業務です。したがって、技術力や経験等を適正に審査し、設計業務の内容に最も適し、新たな提案を示す意欲のある設計者を選定することが重要であると考えています。

以上のことから、新病院については、設計業務のみプロポーザル方式を採用し、本体建築工事については競争入札を予定しています。

前川 昌也(同志会)

特色あるまちづくりについて

質問 宇多津町では、まちづくりの取り組みとして、検討委員会の発足やシンポジウムの開催など、さまざまな活動を展開している。

宇多津町のように、まちづくりについて住民とともに考えていくためにも、まちづくり実行委員会を設置すべきと考えるが、市長の考えは。

答弁…市長

本市では、従来より、地域における防災・防犯活動をはじめとして、高齢者や子育て家庭への支援など、地域コミュニティの使命を重要視し、あらゆる施策の根幹を成すものとの認識に立ち、互いに助け合いながら生きる地域社会の構築を目指しています。

近年では、地域における自主防災組織の結成等の防災活動をはじめとして、巡回パトロールや見守り活動による防犯対策等により、地域コミュニティが形成されつつあります。

引き続き、地域活動の中核を担う自治会等を積極的に支援していくことはもちろん、これからは、市民が知恵や意見を出し、市民と行政がそれぞれの特性や能力を活かし合いながら、まちづくりを進めていかなければなりません。

ご指摘の点も踏まえ、これらを実行するための方策として何をすべきかを再考するとともに、私の信条でもあります市民対話を踏まえ、補完と協力のもとに、今後、あらゆる課題に対応していく「市民参加と協働のまちづくり」をいっそう推進してまいります。